



それいゆ 広報

Vol.107

- 医療法人 同仁会
- 介護老人保健施設 それいゆ
TEL0577-35-3030
 - 桐生クリニック
TEL0577-35-3880 FAX (共通) 0577-35-3063
 - 折茂 医院
TEL0577-34-5025
 - それいゆ訪問看護ステーション
TEL0577-37-5260
 - ヘルパーステーション それいゆ
TEL0577-37-3360
 - 病児保育室 プティそれいゆ
TEL0577-35-2525
 - ケアプランセンター それいゆ
TEL0577-35-3770
 - ショートステイ それいゆ
TEL0577-35-0710
 - デイサービスセンター べれる
TEL0577-36-7077



4月半ばを過ぎて急に暖かくなり、城山の桜も皆さんの笑顔も一気に満開です

新年度をむかえて

介護老人保健施設それいゆ
看護介護部長

和賀登 恵子



新緑が美しい、心おどる季節となりました。それいゆは十五回目の春を迎えました。平素の皆様のご支援に深く感謝いたします。

四月から国の方針は介護保険・医療保険同時改定で【施設から在宅へ】とケアの方向が転換されました。介護報酬改定の「基本的視点」では、

- ① 地域包括ケアシステムの基盤強化
- ② 医療と介護の役割分担・連携強化
- ③ 認知症にふさわしいサービスの提供

の三つがあげられ、介護保険三施設（介護老人保健施設・特別養護老人ホーム・介護療養型医療施設）の施設サービス費はいずれもマイナス改定となり、厳しいものとなっております。

個人的なことではありませんが、今年に入り、両親が相次いでたおれ、在宅での二人の生活が困難となりました。

せっぱつまった状況の中で、そ

れいゆ関連会社の住宅型有料老人ホームへ夫婦で入居させていただけることになり、施設のありがたさを実感しております。同時に、今まで仕事をするうえで利用者様主体・患者様主体と言いつながら、どこか他人事のように第三者的であったのではないかと、家族の想いまで深く理解し思いやることができていなかったのではないかと反省させられました。

そんな中で、今、求められる介護老人保健施設の役割を再認識し魅力ある施設であり続けるためにはどうするべきかを考え続けました。

介護事業は【ヒト】が提供するサービス業です。それゆえ、働く人の資質の向上が、サービスの質の向上につながると考えます。

職員教育を徹底し、質の高い介護サービスの提供を目標に職員が一丸となって頑張ってください。今後ともご支援いただきまますようお願い申し上げます。

各部署の 取り組み

相談室

春の花で一番早く咲くのは黄色の花、と聞きますがまさにその通りで、山々にもこぶしの白い花が咲き始めやっと、季節が移ろいで来たことを実感するこの頃です。

遠く東北でも春が来ているようですが、被災地の皆さんの心に一日でも早い、春の訪れが来る事を願ってやみません。

当施設は入所期間が限られている為、季節問わず自宅での生活が巡ってきます。『利用者様の気持ちを第一に、住み慣れた自宅での生活を少しでも満喫できる』よう、家族や親戚の方、民生委員さんや近隣の方々のご協力を得ながら、各ご担当のケアマネージャーの方とも相談の上、調整を図っています。

入所中でも、外出や外泊といった事もできますので、事前にお申し出をされればご利用する事ができます。自宅に帰られる前に、体を慣れさせる意味でも、ご利用されるとお互

いに気持ちの構えができるかもしれません。

この春からの法改正で、より一層自宅での生活を強化する流れが出てきていますが、それいゆでは今までと変わらず、利用者様や家族の方々の支援を行っていきたくと思っています。

自宅に帰られた後も、安心して継続した自宅生活を送る事ができるよう、訪問してご様子を伺わせて頂いておりますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

通所室

今年度は『尊厳をもって接する』を目標とし、サブタイトルに「目を見て話を聞く・話す」と掲げました。

日頃意識しないと家族間でもなかなかできないことですが、忙しさのあまり何かをしながら話しかけたり、聞いてしまいがちです。ですが、相手を大切に思えば目を見ながらの会話は当然なことです。



リハビリ室

昨年度に引き続き、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の3職種体制で、『幅広いニーズに対応できるサービス』の提供を整えています。

お蔭様で桐生クリニックからの訪問リハビリテーションも、たくさんの方々にご利用いただきながら丸一年を迎える事ができました。

今年度もより一層満足して頂けるリハビリテーションを提供できるよう、日々取り組んでまいりたいと思います。

また、これまでの通所・入所リハビリテーションでは、日常生活にもっと密着した内容を盛り込み、在宅での生活を少しでも長く続けられるよう『リハビリプログラム』の多面化を図るとともに、『利用者様ひとりひとりに的確な支援』をさせて頂ければと考えております。

通所リハビリでは4月の介護保険制度改定に伴い、利用者様のご自宅へ伺う機会が増えてくることと思っておりますので、ご家族様にはなにごんのご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

若輩者ばかりで至らない点多々あるとは存じますが、今後ともよろしくお願いいたします。

栄養課

栄養課の今年度の目標は『利用者様が笑顔になる美味しい食事の提供を！』『食事の時間を楽しみのある場所にしよう』です。

私達は、ご利用者様に食事を美味しく楽しんで食べていただく為に、適時適温での配膳に心がけ、週一回の選択食や季節ごとの行事食などを実施しています。また、衛生管理にも十分配慮し安全安心な食事の提供を心がけています。

今年度の行事食では、旬の食材を使用し、ご利用者様に季節感を感じて頂くことを重視して委託会社と献立を作成していきたくと思っております。施設で生活しながら少しでも季節の移り変わりを感じて頂ければと思います。

また当施設では、食事委員会が毎月1回開催されています。ご利用者様の意見や、職員の見解を大切にし、よりよい食事の提供を目指し、委員全員で努めていきたいと思っております。



看護介護部 2階

今年度の2階のフロア目標は『利用者様一人ひとりを深く理解し個別性のある対応をする。』と掲げました。

利用者様は施設入所されることで大切なご家族様、住み慣れたご自宅・地域から離れて暮らす事となり、そのため、生活環境が大きく変わり不自由な生活を送り、不安をたくさん抱え過ぎてきています。

私たちは、利用者様が施設生活においてもその人らしく過ごして頂きたいと思い、不自由や不安を少しでも埋められる支援を心がけています。

認知症の症状のある利用者様には、ご自分の思いをうまく伝える事ができない方もみえます。私たちは利用者様の視点に立ち、どのような苦しみ、希望として残された力を持ちながら暮らししてみえるのかなど、個別性を追及しケアを提供したいと考えます。

毎日の暮らしを大切にしたり関わりの中で穏やかに、そして笑顔がこぼれるような時間を過ごして頂き、在宅へ向けての活力を回復して頂けるよう支援していきたく思います。

ご家族様のご協力を頂き、より良いケアの提供に努めていきたいと思っております。

看護介護部 3階

新年度となり、新人も加わりスタッフ16名でのスタートとなりました。日々、利用者様と過ごしていく中で、今年は何を目標に取り組むべきかと話し合ったところ、『利用者様と同じ目線に立ち、今何が必要なのかをしっかりと把握してケアをおこなう』こととしました。

常に、利用者様に適したプランを作成し目標を達成できるように、スタッフ全員が一つとなり、時には困難に出会うこともあるかもしれませんが、その都度、初心に戻り、取り進めていけるよう、精一杯、真心を込めてケアをおこなっていきたく思います。

例年に無く春の訪れが遅くなりましたが、少しずつ気候も良くなってきたので先日、利用者様と共に城山公園まで花見に出かけました。



看護介護部 4階

また、4階のベランダではプランターで野菜作り等も行なっており、現在植えられているイチゴの苗は、皆で育て夏ごろに収穫する予定です。

4階の今年度の目標は、『顔晴ろう(がんばろう)』『笑顔を見る為に私たちが出来る事』です。

スタッフ一同利用者様の笑顔を引きだせるよう取り組んでいきます。4月からは新しいスタッフも加わり、より一層頑張っていきたいと思います。宜しくお願いします。

事務室は外からいらした方が最初に目にし、その方の対応を最初にする場所です。ご利用者ご家族は、それいゆとはどんな施設なのか、どんなスタッフがいるのかなど、不安な気持ちで尋ねられるかと思えます。そんな不安がすぐにとれ、『安心して相談・生活できる対応』をしたいと思えます。

事務課

電話も同じです。電話では相手の顔が見えず、実際にお会いして話をするよりも、不安が大きいかと思えます。明快で優しい口調・笑顔を感じる電話対応を心がけ、速やかに担当者へお繋ぎするよう気をつけています。

その他何かございましたら、お気軽に声をおかけ下さい。笑顔で対応いたします。



2011年6月に成立した「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の多くが、2012年4月1日より施行されます。今回の改正により、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが連携して、要介護者等への包括的な支援（地域包括ケアシステム）の実現に向けた取り組みを進めることとなりました。

また、介護報酬改定は診療報酬との同時改訂となっており、医療と介護の機能分化・連携強化、認知症にふさわしいサービスの提供への対応が求められています。

主な変更点

1.新たなサービスの創設

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
日中・夜間を通して1日複数回の定期訪問と、随時の対応を行います。介護・看護が一体となり、密に連携を取りながら提供されるサービスです。
- ・複合型サービス
利用者の状態に応じて、通い、泊まり、訪問介護・看護サービスを柔軟に提供することを目的としています。

2.介護職員等によるたんの吸引等の実施

介護福祉士および一定の研修を修了し都道府県知事が認定した介護職員は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施することができるようになりました。

3.介護職員の処遇改善等に関する見直し

例外的かつ経過的な取り扱いとして、2014年度末までの加算です。

それいゆにおける改正事項

入所

【新設】

介護保健施設サービス費(ii)及び(iv) 体制要件、在宅復帰要件、ベッド回転率要件、重度者要件が満たされた場合、在宅強化型施設となります。

入所前後訪問指導加算 460点 早期退所に向けた施設サービスの推進に向けて新設されました。

ターミナルケア加算 死亡日前4～30日 160点 死亡日前日及び前々日 820点 死亡日 1,650点

所定疾患施設療養費 300点 肺炎・尿路感染・带状疱疹につき、投薬・検査・注射・処置を行った場合、1月に1回(連続する7日間)を限度として算定

地域連携診療計画情報提供加算 300点 地域連携診療計画管理料または、地域連携診療計画退院時指導料を算定して医療機関を退院した入所者に対して、診療計画に基づいて治療等を行い、翌月までに地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報提供をした場合に算定

【分離新設】

退所前訪問指導加算 460点

退所後訪問指導加算 460点

【廃止】

在宅復帰支援加算

短期

【新設】

重度療養管理加算 120点 要介護4または5であって、別途定める状態(9項目の状態設定あり)の者に対して、短期入療養介護を行った場合算定

緊急短期入所受け入れ加算 90点 利用者の状態や家族の事情等により、介護支援専門員が短期入所療養介護をうける必要があると認めている場合、7日を限度として算定。

通所

【改正】

短期集中リハビリテーション実施加算 退院(所)日または認定日より起算して1月以内 120点 1月超え3月以内 60点

個別リハビリテーション実施加算 短期集中リハビリテーション実施加算を算定していない場合は、1月に13回を限度 80点 1日に1回を限度として算定。短期集中リハビリテーション実施加算を算定し、かつ退院(所)日または認定日から起算して1月以内の場合は、1日に2回を限度として算定

リハビリテーションマネジメント加算 230点 月4回の利用があった際に算定

重度療養管理加算 100点 要介護4または5であって、別途定める状態(9項目の状態設定あり)の者に対して、通所リハビリテーションを行った場合算定

予防通所

【改正】

選択的サービス複数実施加算Ⅰ 480単位/月 選択的サービス2種類を複数回実施した場合算定

選択的サービス複数実施加算Ⅱ 700単位/月 選択的サービス3種類を複数回実施した場合算定

詳しくは施設内に掲示されている料金表でご確認下さい。

平成24年度 介護保険制度改正の概要

ショートステイそれいゆ

生活相談員(介護福祉士) 石井 雅代



こんにちは。4月からショートステイそれいゆの相談員として勤務しています。以前はそれいゆ通所リハビリで7年間勤務し、その後デイサービスセンターれざみに3年間勤務していました。これまでの経験を生かし皆さまの窓口として、急なご相談でもご希望に添えるよう努めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4月からの介護保険改正に伴い、利用料金の変更があり説明を行っているところです。

以前に重要事項説明書にサインを頂いたご利用者様にも、4月より随時新たに重要事項説明書のサインを頂いております。お手数ですがご協力のほどお願い申し上げます。

ショートステイそれいゆは、安心・安全に暮らせる施設サービスの提供を基本理念としております。ご利用中は介護士・看護師・医師・他部署との連携も強化していますので、安心してご利用頂けると思っております。

レクリエーションは、三味線の会(ショートの職員も出演)・法話・ヨガ・手作りおやつなどを行い、皆様に楽しんで頂ける様、行事を行っています。また、ショート中の散髪も好評いただいております。

ご利用者さまが、短い間だけど泊まってよかった。また、来たいなと思えるような環境を整えていきたいと思っております。今年度は皆様にショートステイをより分かりやすく説明できるよう広報を作成します。ショートでのお困り事やご要望等、お気軽にご連絡頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

改正介護保険法と地域包括ケアシステム

ケアプランセンターそれいゆ センター長 牧田 功

『地域包括ケア』という言葉が聞かれた事は有るでしょうか？

高齢者を取り巻く環境の変化等に適切に対応し、住みなれた地域で暮らし続けられる地域包括ケア(図1)の実現の為に高山市においても以下の項目について検討されています。

- ①認知症支援策の充実(例:サポート体制の整備等)
- ②在宅医療の推進
- ③高齢者の相応しい住まいの計画的な整備(例:高齢者住まい計画等)
- ④生活支援サービス(例:見守り、配食、買い物等、多様な生活支援サービスの確保等)

図1

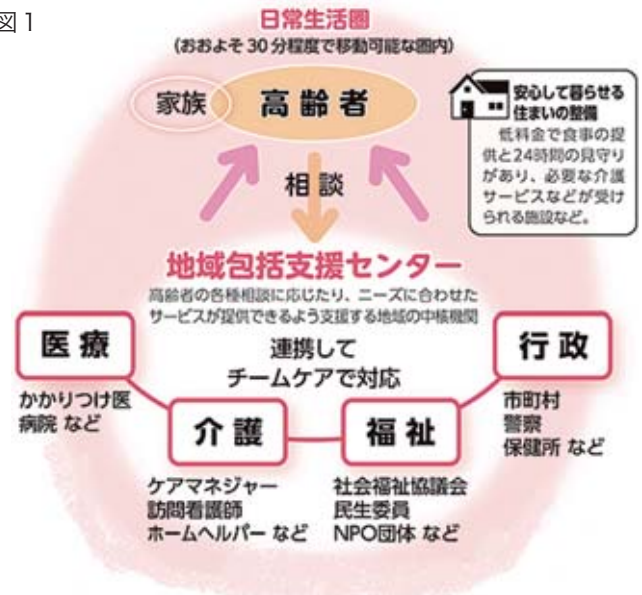


図2



平成24年4月、介護保険の改正が有りました。今回は介護保険の利用料等の改正です。

介護保険法には、制度については5年に1回、利用料については3年に1回の見直しが規定されています。2年後には制度の改正がおこなわれる予定です。

今回の改正では、テレビでも報道していました地域包括ケアとしての短時間の巡回サービスが利用できるようになりました。今後、普及してくると思います。

施設入所についても今後、要介護度が重い人が優先的に入所できるようになり、在宅生活が主流となると思われます。住みなれた地域で自立した生活を継続する為の地域包括ケアにおいて、ケアマネジャーとしての役割(介護・生活支援)も重要になってくると思われまます。(図2)

在宅での生活・施設から在宅へもどられる時等、介護にご心配なことがありましたらケアプランセンターにお気軽にご相談ください。

訪問看護だより

管理者 白川 教子

介護報酬・医療報酬が4月から変わり、現在、在宅中心の算定になっています。難しい言葉ではわかりにくいと思います。

簡単に言うと、昔に戻って家で生まれ、家で看取る時代があり、今現在、昔に戻りつつあるということです。親は無償の愛で子供を育て、その子供は大人になってから欲のない愛・無償の愛だと、どこかで気づきます。人が困っていたら「どうしましたか？」と声をかけ、傷ついた人がいたら「なんとかななくては」と思いませんか？普通のことです。人を気遣い、人を敬い、そうやって人と人との繋がりができてくるのは、今も昔も変わらないのです。

訪問看護師になってどれだけの人と係わったことでしょう。たまにお年寄りの方の気丈さが強いとき、困ってしまうこともある…。しかし、「その人の生き方である」ということを感じることにしばしばあります。その周囲のご家族もそれぞれの立場があり、やはり何かしらの負担となっています。

介護は、「介護したことのない人にはわからない」と言われますが、大変さは一緒だと思います。ひとつひとつの言葉に心がこもっているか、真実を伝えているか、など言葉のニュアンスは病人にすぐに伝わります。いくら気丈に振舞っている人にも、本当の優しさか、ウソかはわかります。その人の現在の状況を認め、その人にとって何が一番重要なかを考えます。元気になってほしい、少しでも笑顔でいてほしい、苦しまないで…そのためには何が常態に考え、判断するのが訪問看護です。そこに笑顔を忘れてはいけませんね。

一番さらいな言葉は、建前・世間体です。それぞれの職種の価値観を選ぶのは、時には流れでもあり、そこにいる人の判断です。自分もいつかは同

い年になり、亡くなっていく。現在、情報は早く流れています。流されず、気持ちにゆとりを持ってひとつひとつ選別判断することです。

そんなゆとりをもてない時は空を見て景色をみて下さい。空には広大な力強さ、花には心あたたまる優しさがあり、自分の気持ちにゆとりがなければ何も見えません。介護は、ひとつまちがえれば自分の気力も失いますが、そこにいる人が助けてくれます。現実をみて判断し、自分でできないときは助けを求め、それがこのサービスです。困った、大変、仕方がない…マイナスの言葉ですが、叫びたいときは言葉で伝え、言いたくないときは言わなくていい。でも、家族なら…

独居の方は独り言を言ってお下さい。言葉は自分に言い返してくれます。もし自分の生き方がまちがいなら、そこで切りかえて生きていく。人生、苦労すれば苦労した分、道がみえてくる。そこに係わる人たちが教えてくれる。

皆さんも耳を傾け、言葉をゆっくり聴いてあげて下さい。男の人には、女の人にはない単純なこつとや力強さ、女の人には、母性や弱さがあります。欲の無い人が幸せで、笑顔でいられることが幸せです。それを守るのが家族であり、その手助けをするのが訪問看護です。守る人がいることに意味があると切に感じます。誰かを守りたいと思う心が、夫であり、母であり、子供であり…今も昔も何も変わっていないのです。

人は守られて生きていくものです。皆様にとつて私たち訪問看護がひとつの手助けになれば幸いです。と思っています。

季節の変わり目でお風邪などひきませぬよう健康管理をお忘れなく。

今後とも訪問看護をよろしくお願いいたします。

ヘルパーセッションだより

管理者 寺田 光江

皆様には、日頃はヘルパーセッションを御利用頂き誠にありがとうございます。

今年の4月より、介護保険改定により、利用時間・利用料の変更等の他、痰吸引に関しても資格のあるヘルパーであれば可能となりました。

ヘルパーセッションそれいゆにおいても、痰吸引の事業所指定を得ることが出来、4月より実施出来ます(現在登録申請中)。

今後は痰吸引の必要な在宅療養者様への幅広い介護支援の確立、高い医療知識と健康障害の基本的知識やその対応並びに技術向上に努めたいと思います。

在宅療養の生活支援は、利用者様一人一人の意思を尊重し、生活形態や、価値観に合せた暮らしが出来る事。特に生きる事の意欲を引き出し、穏やかな生活環境を確立できる様にしっかりとケアが必要です。

異なる職種間での情報の共有化に努め、他の関係部所事業所との連携にて利用者様の急な事態の変化等に素早く対処出来るよう、また、困難な事態への対応が可能となるように、職員のスキルアップに努めていくことが必要であると考えています。

日々利用者様への自立支援に向けて、今何が必要なのか、どのような支援が出来るのかを考え、知識と技術の向上に努めています。

私達ヘルパーセッションの職員は、日々利用者様の幸せな顔が一番の喜びであり、励みでもあります。

今年度も利用者様が「健康生活と元気」でいられるようにしっかりとした支援をさせて頂きたく思います。



ひな祭り



節分



7歳時記

通所リハビリ 紅白歌合戦



お花見



病児保育室 プティそれいゆ

●●●●●●●●●● プティでの1日をご紹介します ●●●●●●●●●●

入室



初めての子は不安でいっぱい。スタッフはしっかり気持ちを受け止めて安心させます。



検温と状態の観察
症状の変化を見逃さないように観察、記録しています。

遊び



工作やゲームなど、体調に合わせて楽しい時間が過ごせるよう工夫しています。

昼食



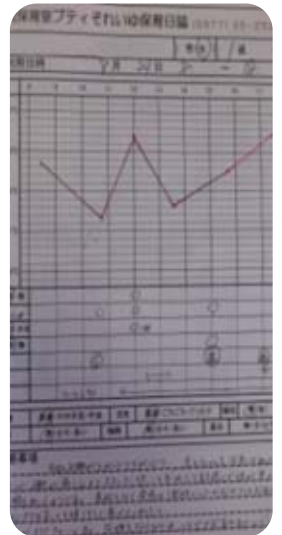
大好きなお弁当！
注文もできます。

昼寝



絵本を読みながらトントン…
ゆったりと体を休める時間です。

お迎え



1日の様子をお伝えして
親御さんにお渡しします。

編集 後記

＊
ほかほかと暖かな陽気になってきました。今年のは雪がとけるのも遅く、例年の様に寒い冬でした。毎年インフルエンザが流行するためそれいゆでも予防のためにご家族様、面会者様、他事業所の皆様に施設に入る前のうがい・手洗い、手の消毒の声をかけていたところ、施設入所者インフルエンザ感染者『ゼロ』という結果になりました。これも皆様のご協力があったの事だと感じています。ご協力ありがとうございました。
＊
介護保険の改定や新しいスタッフも加わり新年度がスタートしました。ご質問、ご心配等がありましたらお気軽にお近くのスタッフに声をあかけください。
(坂上)

営業時間
8時～18時(土・日・祝日、年末年始を除く)
利用料金
2,000円(5時間以内1,000円)
対象年齢
生後6カ月～小学3年生
予約電話
35-2525